

○ 財務省告示第七十一条
件等を次のとおり告示する。政府短期証券の規定に基づき、大蔵省平成十一年大藏省行

國庫短期財務大臣安住淳(第二百五十六回)

二 一 条 二 令
の法發号名稱及び記

條律及の項及び根拠

三 二 一 条 二 令
用振替法の適

の法發号名稱及び記

四 三 二 一 条 二 令
發行方法

條律及の項及び根拠

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「平、第十項、第に」金号法
る参て札發によ下競争は受けるも「昭和二年
も加、と行の者財同一発行に付けるも「昭和二年
にご務時といふに付けるも「昭和二年
よと大にいふに付けるも「昭和二年
るに臣行う。(以下「日本銀行の競争して行とし
発応がわく行募各れ及札わする。の限國るび価
行度債入価格とる。その規定

株式等の振替法」といふ法律第十七年法律第十五号
に付けるも「昭和二年並六項第一項十一年
競争して行とし。の限國るび価」といふ法律第十五号
に付けるも「昭和二年並六項第一項十一年
及条第二八平並六項第一項十一年
第一項十成び年、法律第十五号
百項、三十に法財政第三
三、同条第九年特別融第三
十第条第十年

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	発	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争	入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 万 円	万 二 八 三 円 千 千 兆 七 九 二 百 百 千 二 円 二 十 百 六 億 六 千 億 三 千 八 百 六 十 百 万	額 千 額 面 万 面 金 円 金 額 額 で で 二 三 千 兆 七 二 百 二 二 十 八 億 七 十 億 円	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非
			価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	振 替 單 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入 価	發 行	
込 期 日	札 參 加	所 支 払	償 還 額	還 入 期 限	・ 別 期 競	債 札 格 競	價 格 競 價	替 單 位	
平 成 二十 四年 二月 四十 日	財 務 大 臣 から 通知 を 受け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 払 は に う 、 つ 。 そ が 月 の 銀 百 円	額 面 金 額 支 き 償 還 た だ 成 し と 、 四 年 八 月 十 日 行 業 業 日 に	償 行 入 債 ・ 別 期 競 價 I	當 た 成 し と 、 四 年 八 月 十 日 行 業 業 日 に	特 國 市 加 場	國 市 競 價 格	入 價 格 競 價 格	發 行 競 價 格
<p>十額募十額 平す額の振 五面価四面 成るの記替 錢金格錢金 二。整載法 額九額十数又の 百厘百四倍は規 円以円四年の記定 に上に二月金録に つのつ月額はよ きそき十日に、る 九れ九日よ最振 十ぞ十日る低替 九れ九円も額口 九の円の面座 九応九と金簿</p>									